

広島県告示第八十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
横島地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		字		地番		標柱番号	
庄原市		水越町		横畠	一四二四番		標柱一号		
				政鴉理	三三六番一		標柱二号		
				黒瀬谷	三三四番一		標柱三号		
				敷	八〇八番二地先河川		標柱四号及び五号		

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
清末地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区				大字				字				地番				標柱番号			
廿日市市				佐方				清末				六四四番地先道路敷				標柱一号			
								精石山				六二五番一〇二				標柱二号			
												六二五番五				標柱三号			
												六二一番一				標柱四号			
清末								六二一番一				標柱五号及び六号							

	六三番一	六四番一	
標柱八号		標柱七号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

北山B地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを平成二十年三月三十一日広島県告示第 三百四十一号（以下「告示 A」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成三年八月二十九日広島県告示第九百八十八号（以下「告示 B」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱七号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号、二号及び三号は「告示A」で指定した土地に存する標柱八号、七号及び六号と同一とし、標柱四号は「告示A」で指定した土地に存する標柱五号と六号を結んだ線上に存するものとする。また、標柱六号及び七号は「告示B」で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

						廿日市市		郡市・区
					宮園二丁目			町
宮内						宮内		大字
北山				長尾		北山		字
一二六〇番八	一二六〇番一	一二五八番一 水路敷	乙一二四四番	一九二番一	一九六番	一二七六番	一二七五番一	地番
標柱九号	標柱八号	標柱七号	標柱六号	標柱五号	標柱三号及び四号	標柱二号	標柱一号	標柱番号